

[事案 2024-316] 転換契約無効請求

・令和7年11月26日 裁定終了

<事案の概要>

保障内容の確認書類と誤信して申込書類にサインしたことを理由に、転換の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成6年9月に契約した定期保険特約付養老保険（転換前契約）を、平成28年2月に利率変動型積立保険（本契約）に転換したが、保険の現状確認のために募集人と面談した際、書類にサインを求められたため、転換申込の書類とは思わず転換前契約の保障内容の確認書類と思ってサインをしてしまったことから、転換を無効として、転換前契約に戻してほしい。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は、平成28年当時、転換前契約が養老保険となっていたこと、入院特約が期間満了となり老後の医療保障が無くなることから、医療保障がある本契約を提案しようと申立人に連絡した。申立人も、過去の病歴もあって、医療保障の期間が延びることに興味を持っていた。
- (2)募集人は、平成28年1月、上司と共に申立人と面談し、設計書を使って提案内容を説明した。
- (3)申立人は、契約内容が掲載された申込書に署名をしている。また、本契約には満期保険金がないことの確認項目において、「はい」に丸をつけている。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、転換時の状況等を確認するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。